

# 産業廃棄物処理施設軽微変更届の手引き

令和7年4月

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

# 用語

## 本手引きにおいて使用する用語の意味

法・・・・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

規則・・・・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

## 1 産業廃棄物処理施設軽微変更届

産業廃棄物処理施設設置許可を受けた者（以下、「設置者」という）は、許可を受けた処理施設において軽微な変更があった場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません（法第15条の2の6第1項、規則第12条の8及び法第15条の2の6第3項、規則第12条の10）。

## 2 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

設置者が、軽微変更届を行う場合には、『産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書』（規則様式第23号）に必要な添付書類を添えて、提出する必要があります（法第15条の2の6第3項、規則第12条の10の2）。

なお、届出の対象となる事項は、処理施設の変更（変更許可を要しないもの）、法人の代表者や役員等の変更があります。

## 3 処理施設に係る変更

処理施設に係る変更（付帯設備、維持管理計画に係る変更を含む）のうち、表1に示す変更の許可に該当しない軽微な変更を行った場合には、添付書類を添えて「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」の届出が必要となります。

ただし、変更内容によっては、変更の許可が必要となる場合もあります（表2参照）。変更の許可を受けるには、事前に申請が必要となります。

※ 変更許可が必要な場合もありますので、処理施設に係る変更（付帯設備の変更、維持管理等の計画変更等を含む）を行う場合は、必ず事前に担当者に御相談ください。

## 4 法人の役員等に係る変更

設置者である法人の役員等が変更となった場合は、表3に示す添付書類を添えて「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」の届出が必要となります。

※ 合併、分割による社名等の変更の場合は、事前に合併又は分割の認可が必要となります。合併又は分割の予定がある場合は、事前に担当者に御相談ください。

表Ⅰ 準備施設に係る軽微変更

軽微な変更の内容	添付書類
■焼却施設における焼却灰等の処分方法の変更 ■油水分離、廃酸又は廃アルカリの中和施設、シアノ化合物の分解施設の汚泥等の処分方法の変更 ■廃水銀等の硫化施設から処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更 ■廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設から処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更	○変更の理由を記載した書類 ○変更後の処分方法を記載した書類
■産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法の変更	○変更の理由を記載した書類 ○変更後の搬入及び搬出の時間及び方法を記載した書類
■着工予定年月日及び使用開始予定年月日の変更	○変更の理由 ○変更後の年月日を記載した書類
■処理施設の「廃止」・「休止」・「再開」	○廃止・休止・再開の理由を記載した書類 ○廃止の場合は、交付した許可証及び廃止したことが確認できる書類（撤去前後の写真等）
■処理能力の変更	○変更の理由を記載した書類 ○「変更の許可」に該当しないことを示す書類等
■「変更の許可」に該当しない産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更	○変更の理由を記載した書類 ○変更後の設置に関する計画を記載した書類 ○変更前後の内容を対照できる図面等 ○「変更の許可」に該当しないことを示す書類等
■「変更の許可」に該当しない処理施設の維持管理に関する計画の変更	○変更の理由を記載した書類 ○変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 ○変更前後の内容を対照できる書類等 ○変更許可に該当しないことを示す書類等
■環循適発第2104051号に基づく処理施設の更新及び交換	○現場案内図 ○配置図 ○廃棄物処理フロー ○水バランスシート又は排水フロー ○全体図面、単体図面、平面図、立面図等 ○処理能力計算書 ○構造計算書 ○技術基準・維持管理基準適合表 ○維持管理計画書 ○管理組織図 ○緊急連絡体制 ○維持管理の証明（技術管理者講習修了証等） ○設置時の生活環境影響評価調査書のうち下記の資料 計画概要（設備概要及び環境への配慮、環境保全計画） 施設稼働に係る予測結果 ○生活環境影響評価調査書が設置時と変わらない事に関する見解書

表2 環境省令で定める「軽微な変更」及び「変更の許可」

変更内容	環境省で定める軽微な変更	変更の許可が必要なもの																										
処理能力	◇10%未満の増大又は減少	◇10%以上増大																										
位置、構造等の設置に関する計画	<p>◇変更の許可が必要なもの以外の変更 (例) ・付帯設備の変更 ・配管等の変更 ・処理フローの変更 など</p>	<p>◇産業廃棄物処理施設の位置の変更 ◇産業廃棄物処理施設の処理方式の変更 ◇以下の設備に係る変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥の脱水施設</td> <td>脱水機</td> </tr> <tr> <td>汚泥の乾燥施設</td> <td>乾燥設備</td> </tr> <tr> <td>汚泥、廃油、廃プロラ類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設</td> <td>燃焼室</td> </tr> <tr> <td>廃油の油水分離施設</td> <td>油水分離設備</td> </tr> <tr> <td>廃酸又は廃アルカリの中和施設</td> <td>中和槽</td> </tr> <tr> <td>廃プロラ類、木くず又はがれき類の破碎施設</td> <td>破碎機</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設</td> <td>混練設備</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</td> <td>ばい焼室</td> </tr> <tr> <td>汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設</td> <td>熱分解設備又は分解槽</td> </tr> <tr> <td>アスベスト等の溶融施設</td> <td>溶融炉又は破碎設備</td> </tr> <tr> <td>廃PCB類の分解施設</td> <td>反応設備</td> </tr> <tr> <td>PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設</td> <td>洗浄設備又は分離設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇構造及び設備の変更に伴い、設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの ◇処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）又は量の増大に係る変更</p>	施設の種類	設備	汚泥の脱水施設	脱水機	汚泥の乾燥施設	乾燥設備	汚泥、廃油、廃プロラ類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室	廃油の油水分離施設	油水分離設備	廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽	廃プロラ類、木くず又はがれき類の破碎施設	破碎機	ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽	アスベスト等の溶融施設	溶融炉又は破碎設備	廃PCB類の分解施設	反応設備	PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備
施設の種類	設備																											
汚泥の脱水施設	脱水機																											
汚泥の乾燥施設	乾燥設備																											
汚泥、廃油、廃プロラ類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室																											
廃油の油水分離施設	油水分離設備																											
廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽																											
廃プロラ類、木くず又はがれき類の破碎施設	破碎機																											
ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備																											
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室																											
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽																											
アスベスト等の溶融施設	溶融炉又は破碎設備																											
廃PCB類の分解施設	反応設備																											
PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備																											
維持管理に関する計画	◇変更の許可が必要なもの以外の変更	<p>◇排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更であって、周辺地域の生活環境に対する影響が増大するもの ◇排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更 (頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。) ◇その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項の変更</p>																										

表3 添付書類（法人に係る軽微変更）

添付書類 変更内容	定款又は 寄附行為	履歴事項 全部証明書	住民票の写し ※1	登記事項 証明書※2	誓約書
■法人の名称の変更 ※3	○	○			
■法人の住所の変更 ※3	○	○			○
■法人の代表者の変更 ※3	○	○	○※4 ※5	○※4 ※5	○※4
■法定代理人の変更			○	○	○
■法人の役員の変更		○	○※4	○※4	○※4
■法人の使用人の変更			○※4	○※4	○※4
■5%以上の株主の変更 ■5%以上の出資者の変更	個人 法人		○※6 ※7	○※6	○※6 ○※6

・ 各添付書類は、発行後3ヶ月以内の原本（コピーでないもの）を添付してください。

・ その他市長が必要と認める書類として、「新旧対照表」の添付をお願いします。

※1 本人のみが記載されているもので、本籍地の記載があるものを提出して下さい。

※2 登記事項証明書は、法務局で発行しています。ここでは、登記事項証明書の内、「登記されていないことの証明書（成年後見登記用）」を提出して下さい。また、必要に応じて追加資料を求めることがあります。

※3 設置（変更）許可証の記載事項に変更がある場合は、許可証の書き換えが必要となります。

※4 新たに就任した方のものを添付してください。退任の場合は不要です。

※5 既存の役員であり、役職変更のみで代表者となった場合は不要です。

※6 株主または出資者でなくなった場合は不要です。

※7 現在事項全部証明書でも可。